

# ありがとう

## 社会福祉のために

- 一、金三万円 吉村英夫 様
- 一、金五千円 某 様
- 一、歩行器 中塚婦貴子 様

## 義 援 金

平成 30 年 6 月 12 日～7 月 9 日分

- ◆東日本大震災義援金 (役場義援金箱) 金 1,762 円
- ◆平成 28 年熊本地震災害義援金 (役場義援金箱) 金 1,806 円
- ◆平成 29 年 7 月 5 日からの大雨災害義援金 (役場義援金箱) 金 2,020 円

平成 30 年 6 月 22 日～7 月 9 日分

- ◆平成 30 年大阪府北部地震災害義援金 (役場義援金箱) 金 12,081 円

日本赤十字社愛知県支部扶桑町分区へ上記の金額が寄せられました。ご協力ありがとうございました。

## 有期雇用派遣で働く皆様へ

産業環境課 内線273

平成27年の労働者派遣法改正により、派遣受入期間制限が変わりました。

この改正から今年9月30日で3年が経過し、期間制限の期限を迎えようとしています。

派遣労働者の方は、同じ派遣先の同じ「課」などで3年を超えて働くことはできません。(ただし無期雇用派遣労働者や60歳以上の方などはこの期間制限の対象外です。)同じ派遣先の同じ「課」などに継続して3年派遣される見込みとなった場合、派遣会社から雇用の安定を図るための措置を受けることが可能です。詳しくはインターネット「労働者派遣法 平成27年改正」で検索してください。

▼問い合わせ 愛知労働局 需給調整事業部 特別相談窓口  
☎052(219)5587

## 「全国一斉!法務局休日相談所(名古屋法務局)」と「市民講座」を同時開催します

住民課 内線249

▼開催日 10月7日(日)  
▼場所 名古屋法務局  
名古屋市中区三の丸2-2-1

◆イベント①「全国一斉!法務局休日相談所(名古屋法務局)」  
▼時間 午前10時～午後4時  
▼内容 法務局が所掌する業務(登記、筆界特定、人権擁護及び供託等)を始め遺言等の公正証書の作成に関する相談や、一般法律相談、税に関する相談

など、日常生活の様々な心配ごと、困りごと、悩みごとについて、法務局職員並びに公証人、司法書士、土地家屋調査士、人権擁護委員、税理士及び法テラス所属弁護士が無料で相談を受けます。

※相談は予約制です。(当日予約がなくても相談を受け付けますが、長い時間お待ちいただく場合があります。)

法テラス所属弁護士に対する相談は、12組限定の完全予約制です。(予約がない場合は相談をお受けできません。)

◆イベント②「市民講座」

▼時間 午前11時～午後3時  
(相続・午前11時～、未登記建物・午後1時～、遺言・午後2時～)

▼内容 相続登記が放置されているため、所有者の把握が困難となり、公共事業が進まないなどの所有者不明土地・空屋問題が全国的に広がっていることを受けて、遺言、相続及び未登記建物(空家等対策推進を含む)の3つのテーマについて、公証人、司法書士及び土地家屋調査士が分かりやすく説明します。

※受講は予約制です。定員(60名)になり次第、締め切ります。

▼費用 無料  
▼予約申込み・問い合わせ  
名古屋法務局民事行政調査官室  
☎052(952)8170  
午前8時30分～午後5時15分  
(土・日・祝日休み)

## 10月1日～7日は

## 「公証週間」です 老後の安心、それは遺言で

住民課 内線249

財産の相続について不安を抱えていませんか。現在、相続で争いがおきやすいよう老後の安心設計のため、全国で年間10万人を超える方々が公正証書による遺言を残されています。

法律の専門家で公務員の公証人は、遺言の内容を慎重に検討して書面にします。その原本は、公証役場で長く保管されますので、紛失・破棄の心配もありません。また、相続開始後は、すぐに遺言に基づく手続きを進めることができます。

遺言作成のご相談は、平日であれば年間を通してお受けしており、遺言のほか、高齢者の任意後見、離婚に関する取り決めなどの相談もお受けしています。相談費用は無料です。

公証週間は特に態勢を強化し、土曜日、日曜日に相談会を開催します。で、ぜひお気軽にお出かけください。電話での相談にも応じます。

◎公証週間の相談会【一宮公証役場】  
▼日時 ①10月1日(月)～5日(金)  
午前9時～午後5時  
②10月6日(土)、7日(日)  
午前10時～午後4時

▼場所 一宮公証役場  
一宮市栄1-9-20  
朝日生命一宮ビル5階  
☎0586(72)4925

▼費用 相談は無料です。